



尋常小學修身書

教師用

第一編

158

K121.1
6
1

K121.1

6

1

例言

一本書ハ、教育ニ關スル勅語及ヒ小學校教則大綱第二條ノ趣旨ニ基キテ編纂セラル。友愛貞節信義等ノ徳性ヲ始メ、尊王愛國ノ思想ヲ養成セシムコトヲ旨トセリ。

本書ノ尋常小學校修身書生徒用書ヲ教授スル爲メニ、編纂セルモノニシテ、其順序ハ總テ生徒用書ニ據レリ。

本書ノ全部ハ、卷ニシテ、合卷四編トス。第一編ハ、生徒用卷之一卷之二ニ、第二編ハ、生徒用卷之三卷之四ニ、第三編ハ、生徒用卷之五卷之六ニ、第四編ハ、生徒用卷之七卷之八ニ對照ス。故ニ、第一編ハ尋常小學校第一學年ニ、第二編ハ第二學年ニ、第三編ハ第三學年ニ、第四編ハ第四學年ニ適用スベキモノトス。

一格言ハ、賢哲ノ嘉言ヲ掲載シタルモノニシテ、語簡ニ意味深シ、故ニ、教師ハ之ヲ教授スルニ當リテハ、反覆鄭重ニ其意義ヲ詳解シ、兒童ヲシテ領會ニ苦シマシメザランコトヲ要ス。

一本書ノ例話ハ、専ラ兒童ノ智能ヲ啓發シ、徳性ヲ涵養スルニ足ルベキ日常普通ノ言



行ヲ蒐集シタルモノナリ、
 一本書ニハ、注意ノ項ヲ設ケ、既ニ教授ナリタル某課ト對照スベキ事柄、該課ヲ教授
 スルニ當リ必要ナル事柄若クハ特ニ意テ用フベキ事柄ヲ掲ゲタリ、
 一例話ノ終ニハ、間、參照ヲ設ケテ、例話中ニ記載シタル人物ノ略歴ヲ掲ゲ、以テ教授ノ
 便ニ供セリ、

一本書ニ舉ゲタル問詞ハ、唯其一班ヲ示シタルニ過ギザレバ、教師ハ教授ノ際、適宜必
 要ト認ムル問詞ヲ設ケテ、深ク兒童ノ腦裏ニ浸涵セシメ、メノコトヲ旨トスベシ、

明治二十五年十月

編者識

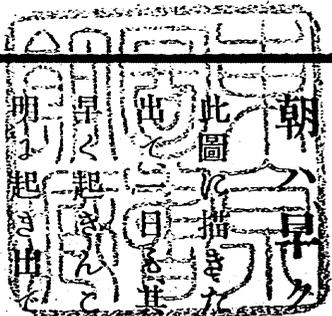
尋常小學修身書卷之一

教師用

飯田正宣編

第一課

朝早く起キヨ。



此圖に描きたるは、良き小兒にして、毎朝、日出の前に寢床より起き
 此圖に描きたるは、時刻に後れたることなし、諸子も、此小兒の如く毎朝
 早く起きんと心を掛くべし、雀や鴉は、鳥類なれども、いづれも、未
 明に起き出、食を求め、其身にあたりたる働を爲すものなり、人
 と生れて、若し、日出の後までも寢床にありて、雀や鴉に呼び起さる
 時は、鳥類にも劣るべく、人よりは、朝寢坊と言はれ、懶け者と言はれ

て、譏り笑はるゝに至るべし。

問詞

- (一) 毎朝、起き出づる時刻如何。
- (二) 毎朝、早起せざる時は、何に劣るべきや。
- (三) 日出後までも、寢床にゐる時は、人に何といはるゝや。

注意

初歩を授くるには、圖畫に據り、問答法を以て教授し、前項に擧げたる如き問詞を設けて、理會せしや否や、記憶せしや否やを試みべし。

教授には、成るべく生徒をして、發言せしむるを善しとす、故に、教師は、講説し先だち、生徒をして、圖畫を熟覽し、問を發して、其要部

し注目せしむべし。

教授上の用語は、平易よしして、野卑に流れざるやう注意すべし。修身教授は於ては、殊に然りとす。

復習は、小兒の好まざることなれども、修身科に於ては、特に度々之を行ひ、觀念をして確實ならしめ、知らず識らざる實踐せしむることをつとむべし。

第二課

ヨク顔ヲ洗ヘ。

此圖は、前課に示したる良き小兒の朝起きて顔を洗ふ處を示せるなり。顔を洗ふ時、先づ両手を洗ひ、口と漱ぎ、丁寧に顔中を洗ひ終りて、然る後髪を梳るべし。若し、然らずして、目に目やまをつけ、口

類は涎の流れし跡などあるは、實は見苦し、諸子の猫の顔を洗ふと見たることあるべし、人にして、此事を怠りなは、猫にも劣ると言ひるゝに至るべし。

問詞

- (一) 晨起の後、第一は爲すべき事は如何。
- (二) 顔を洗ふ時注意すべきことを擧げよ。
- (三) 顔を洗ふことを忘るゝもの、何者より劣るべきや。

注意

本課を教授するより、前課に授けたることを本とし、問答によりて、漸次、本課にて授くべき事項に入るの手段を爲すべし。

第三課

着物ヲタマシクキヨ。

此は描きたるは、前課に示したる長き小兒が衣服を正しく着る様なり、諸子、毎朝寢を離れ、手水をつかひし後、必ず、夜中用ゐし寢衣を脱ぎて、平常の衣服をわらため着るべし、衣服を着るより、襟をたゞし、衣端をうろへ、帯をたゞしく結ぶべし。もし袴を着るときは、腰板のゆがまざるやう、紐の拗れぬやう心掛くべし、すべて、衣服のみづから着習ひて、父母兄弟をわづらひさぬやうにせざるべからむ。

問詞

- (一) 此は畫きたる小兒は、如何なる事を爲し居るや。
- (二) 此は圖する小兒の衣服は、前課に圖せる衣服と異なり、是れは何故なりや。

- (三) 衣服を正しく着るには如何すべきや。
- (四) 衣服を自ら着る小兒と、父母より着せらるゝ小兒との孰れが良き小兒なりと認めよ。

注意

朝起きたるときより、衣服をあらたむるまでの順序を語らしむべし。

衣服の着やう、正しからざるものあれば、懇まこれと教ふべし。

第四課

親ニ禮ヲセヨ。

此圖の男女の小兒が、父母の前は両手をつきて、挨拶する處なり、父母は挨拶する時より、其膝許より少し離れて、下座の方より坐すべし。

是れ父母を敬ふの道なり。諸子の熟知する所の鳩の親を敬ふこと人より劣らざる鳥にして、子鳥の親鳥の止まる所の枝より三枝下よりあらざれば、決して止まらずといひつたへたり、故に諸子、若し父母を敬ふの禮を怠らば、鳩よだも若くすと謂はるべし。

問詞

- (一) 顔を洗ひ衣服を着かへたる後、爲すべき業は如何。
- (二) 父母は挨拶するより、如何なる處より坐すべきや。
- (三) 父母を愛敬する鳥の名を知れりや。
- (四) 此鳥の如何にして父母を敬ふや。

注意

父母に對する禮法と、父母は挨拶する言葉の遣ひ方を授くべし。

第五課

飲み食ヒヲシヅカニセヨ。

此に描きたる小兒の行儀善く朝飯を喫せり、すべて、食事を爲すに、先づ正しく膳に向ひ、一禮して箸を取るべし、食物のよく咀嚼して之を嚙下し、且つ食事中に、談話傍觀すべからず、食事終らば、又一禮して座を立つべし、すべて、食事の後に、よく口を漱ぎ、食物の齒間に止まらぬやうをべし、もし、口中を不潔に爲し置かば、齒痛をおこし、悪臭を發しおこして、極めて養生に害あるべし。

問詞

- (一) 食事の前後の如何に爲すべきや。
- (二) 食事の仕方如何。

- (三) 食事中よなすべからざること如何。
- (四) 食後よなすべきことを述べよ。

注意

食事の作法を授くべし。

第六課

稽古ノ道具ヲ忘ルナ。

此圖の、小兒の學校へ出で行く處を指示するあり、凡て、家を出づる時の、父母より一禮して、其旨を告ぐべし、もし、父母のわが行く先を知らざるときは、必ずこれを告げ置くべし、持参すべきものある時の、能く注意して、遺忘せざるやうをなし、又家を出でたる以上の、己れが行く先よ達せざる途中よて、遊戯をかえ、時間を徒ら費すべからず。

問詞

- (一) 他出の時父母よりひて如何やうよなすべきや。
- (二) 他出の時注意すべきこと如何。
- (三) 門を出でたる後の心得を述べよ。

注意

学校の作法及び父母に対する出入の禮並に其際に用ふべき言葉遣ひを授くべし。

第七課

知りタル人ニ禮ヲセヨ。

此圖ハ小兒が學校に至り教師の前に出で、立禮する處なり、諸子も是の如く、學校に至れば第一に教師の前に至り、鄭重に挨拶し、而

して後、各自の修むべき課業に就くべし、又途中よて、教師其他知りたる人よ遭ひたる時は、歩を止めて敬禮を盡さべし。

問詞

- (一) 學校に至り、第一よなすべきことは如何。
- (二) 教師よ挨拶したる後、かまべきことは如何。
- (三) 途中にて、教師又は知りたる人よ遭ひたる時は、如何よなすべきや。

注意

学校の作法、及び途上よて人よ對する禮法を授け、生徒をして、實地に之を試みしむべし。

第八課

善キ遊ビヲナセ。

此圖は學校にて小兒の遊戯をかす處なり、遊戯をなすは教師の指圖にまがひて、善き遊を爲すべし、男子は鞠を抛け、輪をまとし、女子は、人形をもてあそび、手鞠をつくなどは、善き遊あるべし、すべて遊戯の折は、學校の器械や、校園の植物を損害せざるやう注意すべきものなり、決して、高處より昇り、或は石を抛つ等、危険の遊をかすべからず、若し、危険の遊をなし、誤りて身體を傷くる時は、自身より苦痛を感じるのみならず、父母より對して、不孝の子たるを免れざるあり。

問詞

(一) 遊戯に關して、注意すべきことと如何。

- (二) 爲すべからざる遊戯と擧げよ。
- (三) 危き遊をなすことと、何故に惡しきや。

注意

學校の作法、及び朋友に對する禮法、又朋友に對する言葉の遣ひ方を授くべし。

第九課

教へニシタガへ。

此の數多の小兒が、教室にて靜肅に勉強する處の圖かり、教室に入りたる上は、遊歩場に於て爲し居たる遊戯のことと、心に止めず、何事も、教師の教訓にまがひて、一心不乱に教授を受くべし、若し、然らずして、私語し、傍觀する等のことあるもの、決して人に勝れた

る人物とあること能はざるべし。

問詞

- (一) 教室内の心得如何。
- (二) 教室内の心得をよく守りたる小兒は、成長の後、如何なる人物となるべきや。
- (三) 此に、評判よき小兒あり、かやうの小兒は、教室にありて、如何なる行狀を爲すとおもふや。

注意

學校の作法、及び教師に對する言葉の遣ひ方と授くべし。

第十課

シヅカニ歸レ。

此は、學校の稽古終りて、數多の生徒が、整理して歸宅する處の圖なり、汝等、學校より歸るときは、途中最も靜肅にして、路傍の植物を害し、田畝に入る等の事をかさず、朋友互に別るゝ時、丁寧な挨拶をなし、又途中に如何に愉快なる遊戯あるも、一度歸宅し、父母の許を得たる後にあらざれば、之をなすこと勿れ。

問詞

- (一) 朋友に別るゝ時、如何にすべきや。
- (二) 退校途中の心得如何。
- (三) 途中にて愉快なる遊戯ある時、汝等、如何にそむや。
- (四) 途中にて、朋友より他行の誘引を受けたる時、如何にするや。

注意

學校の作法、及び朋友相互の禮法を授くべし。

第十一課

物事ニ氣ヲツケヨ。

此圖ハ、小兒が途中にて馬車を避けたる處と示せるあり、すべて、途中にて馬車、人力車、乗馬などに出遇ひたるときハ、路傍に避けて、其行き過ぐるを待つべし、又氣車などの過ぐるときハ、其傍近く立寄りざるやうにせし、わづかの不注意より、往々、大なる創傷を受け、甚しきに至りてハ、生命をも失ふことあり。

問詞

- (一) 途中にて、馬車、人力車などに出遇ひ、如何するや。
- (二) 氣車の線路近く居るときの心得如何。

(三) 馬車、人力車、氣車などの過ぐるとき、不注意なれば、如何なる害を招くや。

注意

學校の作法、及び平素物事に注意すべきことを説話をべし。

第十一課

夜ハ、ヲトナシク寝子ヨ。

此圖ハ、小兒の寢に就く處あり、諸子も、夜分課業と終りたる時ハ、父母に一禮をなし、寢に就くべし。世にハ、學校に通學する年齢に達するも、尙ほ父母と一處にわらせれば、寢に就かぬものあり、又寢に就く時ハ、菓子などを貰ふことを例とするものあれども、皆良きことにわらず。

問詞

- (一) 就寢前になすべきこと如何。
- (二) 就寢の心得如何。
- (三) 就寢の時若し父母より菓子と賜ふ時ハ如何かをや。

注意

學校の作法を授くべし。

第十三課

親ノ出入リニ挨拶ヲセヨ。

此圖ハ父の他出せんとする時、小兒が玄関まで送り出でたる處あり、父母の他出せんとする時ハ先づ玄関より出で、履物を直し、手をつかへて挨拶すべし、又父母の他より歸りし時ハ、玄関より出で迎へ

て、挨拶をなせ、其履物を取り片付くべし、父母のこならざれば、親しき來客をせありたるときは、亦父母と共に玄関まで送迎を爲すべし。

問詞

- (一) 父母外出の時ハ如何なすや。
- (二) 父母歸宅の時ハ如何なすや。
- (三) 他人來宅の時ハ如何なすや。
- (四) 我が友人の來る時は如何なすや。

注意

學校の作法を授け、及び坐禮の仕方を練習せしむべし。

第十四課

ヨク親ノ言ヒツケヲ守レ。

此圖に示したるの、温順なる小兒にして、一日父母の許を得て、外出せんとせし、母の、今日の晴れたれども、道濕ひたれば、木履を穿き行くべしと言ひければ、小兒の、木履を穿き、外に出せんとする、其父出て來りて、天のよく晴れて、道も乾きたれば、草履を穿くべしと言へり、故に、小兒の、父母雙方の言にうむかじとて、片足は木履を穿き、片足は草履を穿き、出で行きたるに、途中にて、朋友に出遇へり、朋友の、其様をわやまとい問ふ、此小兒の答へて、今日途よて木履を損じ穿くことわたりのせりしかば、草履を拾ひ取りて穿きたりと言へり。

す。
問詞

- (一) 此小兒の、何故に、片足づゝ木履と草履とを穿くや。
- (二) 此小兒の、かゝる見苦しき風体を他人に問はれしとき、何と答へしや。

注意

此例話の、父母の命の重んぶべきことと示せしものかれは、教師の、其意を用ゐて教授すべし。

第十五課

兄弟ハ、ナカヨリセヨ。

此圖に示したるの、三人の同胞なり、學校へ通學する時の、いふまで

もなく、遊歩あとの折へ、三人つねに相伴ひ、年長の兄へ、年少の弟を助け、又兄弟とも、一人の小妹をいたはりて、睦じくしければ、見る人、皆之と稱讚せりとぞ。諸子も、兄弟姉妹あらば、互に親睦して、事々力のかぎり補助すべし、是の如くなるとき、唯己れ等の幸福あるのみならず、父母も、亦大に喜び、孝行の道にかなふべし。

問詞

- (一) 汝等、兄弟あらは、如何にせんとおもふや。
- (二) 弟妹あらば、如何にせんとおもふや。

注意

兄弟相互の禮法を授くべし。

第十六課

良キ友ダチト交レ。

此より、善き朋友と交り、學校の課業を復習するところ、惡しき朋友と交り、犬を闘はせむるなどの遊戯のみふけるところを示せり、人の、朋友の善惡によりて、善き人よ、惡しき人よもなるものなれば、幼時より、善良の朋友と交らんことを心掛くべし、善き朋友へ、學校より歸りたるとき、其日の課業を復習し終らざれば、決して遊戯を勸むることなし。

問詞

- (一) 良き朋友へ、如何あることを爲そや。
- (二) 良き朋友と交れば如何。
- (三) 惡しき朋友と交れば如何。

注意

如何なることを爲すものハ善き朋友ありや、如何あることを爲すものは悪しき朋友ありやと、問を設けて了解せしむべし。

第十七課

物事ヲヒカヘメニセヨ。

此圖に示したるハ、三人の男兒の謙讓なりし物語のさまなり、三人の男兒、ある時、近きわたりの人のもとにいたりしに、其人ハ、一籃の梨子と取り出し、其最も大なるものを十歳の兒トわたへ、其次なるを八歳の兒にわたへ、又其次なるを六歳の兒トわたへたり、是かるハ、六歳の兒ハ、わが貰ひ受けし梨子の最も小さきをうらみず、大ハ喜びたりければ、彼の人の、其兒にむかひ、うなれたの貰ひしハ、最も小

さけれども、さほど喜ばざきやとたづねけるハ、其兒ハ、われハ、最も年したなれば、小さきを受くるが道理なりといへり、十歳は兒ハ、これを聞きて、われハ、最も年長なれば、最も小さきものよてもよかりしといひ、八歳の兒も、われも、年長なれば、小さきものにてもよし、小さきかたと、取りかへんといひければ、彼の人の聞きて、此三人の謙讓あるハ感せりとぞ。

問詞

- (一) 梨子をもらひし年したの男兒ハ、何といひしや。
- (二) 其時、年長の男兒ハ、何と言ひしや。

注意

謙讓の美德なる所以を説話し、且つ、朋友相互の禮法を授くべし。

第十八課

習ヒタル事ヲ忘ル、ナ。

此ハ、長キ小兒ガ家ヨテ其課業ヲ自修スル處ノ圖ナリ、諸子モ學校ヨリ歸リタル時ハ、父母ノ前ニ至リ、其旨ヲ告ケ、學校ヨテ習ヒタル課業ヲ復習スベシ、遊戯ヲ欲スル時ハ、父母ノ許ヲ得テ之ヲ爲スル可ナリト雖モ、夜分寢ニ就ク前ニ、必キ學校ニテ學ビ得タル課業ト忘れざるヤウ、之ヲ復習スルヲよしトス。

問詞

- (一) 學校ヨリ歸リテ、第一ニ爲スベキ業ハ、何カ有ヤ。
- (二) 退校後遊戯トナさんと欲セバ、如何ナスベキヤ。
- (三) 諸子ノ夜分に爲スベキ業ハ、如何。

注意

此に於て、全体に渉れる復習をかしこれに觀念をして一層深からしむべし。をべて、坐作進退の法及び言語等ハ、成るべく、實地に之を練習せしむるをよしトす。

尋常小學修身書卷之一 教師用終

尋常小學修身書卷之二 教師用 目次

第一課	孝行	八百屋久兵衛の話、	一
第二課	友愛	或る兄弟の話、	二
第三課	禮敬	阿良の話、	三
第四課	仁慈	阿竹の話、	四
第五課	報恩	犬の話、	五
第六課	節儉	儉吉の話、	六
第七課	守約	名和長年の話、	七
第八課	忍耐	伊勢屋吉兵衛の話、	八
第九課	攝生	九
第十課	勉強	大江時棟の話、	十一
第十一課	規律	十一

第十二課	謙遜	藤原三守の話、	十三
第十三課	改過	十三
第十四課	忠節	楠正行の話、	十四
第十五課	愛國	十六
附	作法	十六

尋常小學修身書卷之二

教師用

飯田正宣編

第一課 孝行

孝行の第一のきはまはるにあり。

むかし、八百屋久兵衛といへる人あり、此人平生、父母に心配をかけぬやうに心掛けて、父母の命に、何事にも、うむきしことなし、或る時、領主より、召されければ、久兵衛、何の御用にやと、急ぎ参りけるに、領主は、久兵衛にむかひて、其方は、孝行者なりとのこと、領内よかくれなければ、今日の褒美をつかひすべし、其方の、これまで、如何やうなる孝行を爲せよと問へり、此時、久兵衛は、私は、別々孝行と

尋常小學修身書

卷二

一

新書

院

申をほどのことを爲さず、毎日商を爲して歸れば、母が足を洗ひつかはさんとはいへば、其言よしたがひて、母の足を洗ひくるゝまかせ、飯を食べよといへば、其言よしたがひて、これと食するまでよて、只何事も、其言よそむきしことなしといへり、領主は聞きて、大に感じ、其方の女せし如く、親よ心配をかけざること、大なる孝行ありとて、多くの褒賞とあなへられたりとぞ。
孝行は、爲し難きものゝわらき、たゞ從順の心を以て、親につかふるに在るのと。

問 詞

- (一) 孝行を爲さんとするには、如何なる心掛けを以てすべきや。
- (二) 久兵衛は、如何なる心掛けにて親につかへしや。

(三) 久兵衛の何故に、母よ足を洗はしめしや。

注 意

久兵衛の親に足を洗はしめしめ、たゞ從順を以て親につかへし事實なれば、教師の、其意を用ゐて教授すべし。

第二課 友 愛

兄弟の間の親しみとあつくすべし。

或る家に、三人の兄弟ありて、其間睦じからず、常よ喧嘩口論のを爲したり、其父之を憂ひ、一日、他より三個の瓢を買ひ來り、之と銘々よ渡し、一個づゝ立てしめ、如何よせるも、之を立つること能はざりけり、因りて、次よ、三人に命じて、三個の瓢を一所に集めて、立てしめしめ、能く立つることを得たり、其時、父の三子に向ひて、汝等

が兄弟別々の心よて常に喧嘩口論のをなすは恰も今瓢を一個づゝ立てんとするに同じ到底何事も仕遂ぐる事能はざらん然れども若し三人心を合せ此の如く三個の瓢を集めて立つるが如くせば何事にも成就をることを得べしと諭したり三人の兄弟いづれより大に改心して互に親睦し何事をなすにも之と共に學校の課業をも共に出精志して互に助け合ひ志を以て遂はは皆人に勝りたる人物になりとぞ。

諸子は能く此事實に鑑みて兄弟共に和合志して事をなすときは父母の心を喜ばはむるのとならば一家の幸福を得ること限りなからん。

參照

毛利元就矢を以て其子孫に同心協力の必要なる所以を諭せる例話を以て之に代へ或は其話を加ふるも亦

可なり。

問詞

- (一) 兄弟の間親睦せざれば如何。
- (二) 兄弟の間親睦をれば如何。
- (三) 一家の幸福は何より生きるや。
- (四) 父母に孝を盡その道の一を擧げよ。

注意

第四の問詞を以て前に授けたる孝道全体の復習に充つべし。兄弟相互の禮法及び言葉つかひを授くべし。

第三課 禮敬

かたちと正し、ことばと謹め。

禮の大切なることは、前已に之を述べたり、其禮を盡さんとせば、容貌を正しくし、言語を謹むにあり。

昔、阿良とて、平素實に行儀よき小女あり、此小女が食事をなす時は、正しく膳に向ひ、一禮して食べ始め、食事中は傍觀せざりて、茶碗や椀、能く注意を、決して飯粒や汁をこぼしたることなし、食し終りたる時は、又一禮して、己れの膳椀を取り片付け、口を嗽ぎ、而して後遊戯をなすこと、せりと、實に感心なるものなり、禮は、父母に對することより、能く注意し、其道を守らば、如何なる大禮をも、遂に、行ひ得るに至るべし。

問 詞

(一) 食事の始めに於て、爲すべき禮如何。

(二) 食事中の心得如何。

(三) 食事終りたる時、於て爲すべき禮如何。

(四) 斯くの如き小女の成長したる後は、如何なる人物となるべきや。

第四課 仁慈

人の難義をすくふべし。

此に描きたる圖は、雪中に於て、盲目の老女を小女が導き行くところなり、此老女は、今まで、或る家の前に立ちて、三味線をひき、歌をうたひ居たりしが、やがて、立ち去らんとし、誤りて雪中に倒れたれば、此處を通りかゝりたる二人の男兒に、救助を求めたるに、彼等、知らざるまねして、過ぎ行きたり、阿竹といへる小女、たま／＼來りて

此有様を見いと不便に思ひ、直に老女の杖をとり、其いふがまゝに導きて、道の向ふ側に引き行きたり、老女の厚く禮と述べ、立ち去るを、阿竹の、不具の身を氣の毒に思ひ、涙を浮べて、之を見送れり。諸子は、此二人の男兒と、一人の小女が爲せしところ、孰れを爲さんと欲するや、よく之を心に問ふべし。

後、此事、彼等の通へる學校の教師に知れ、二人の男兒は、痛く叱せられ、小女の、大に賞せられたりと。又救助は、唯盲人の如き不具者のみ限り、誰彼の差別なく、其難儀は、凡て、之を救ふべし、是れ人間相互の務めあり。

問 詞

(一)阿竹の、盲女を、如何せしや。

- (二) 盲人が、車に乗り、坂を登らんとして、登る能はざる時に逢ひ、之と如何するや。
- (三) 盲人盲人の外、之を憫まきして可なるや。

注 意

其級に獨眼者あらば、此談話を成るべく、他の不具者のことに代ふるをよしとせ。人々相互の禮法を授くべし。

第 五 課 報 恩

恩を受けたるとき、これを報ゆべし。

昔、酒井伊豫守と云ふ人あり、一日山遊をさせしに、其小姓誤りて其深さ何丈とも知れざる谷底に落ちければ、伊豫守の勿論家來とも

一 至るまで、大に驚き、之を如何ともせむること能はずして、一同
只氣を揉み居たり、玆に、一匹の白犬あり、何處よりか、駈け來りけん、
其深き谷に降り、小姓の帶の結びりを咬へて、谷底より引き上げ、石
の上へ載せ、それより、大聲を發して吠へしかば、家來の人々駈けつ
けて、之を救ひ上げたるよ、其小姓の運や強かりけん、生命よ、別條
なかりき、因りて、人々犬の頭を撫で、能く之を見れば、日々酒井殿の
長屋へ來り、能く馴れて、殿を見るときは、尾を掉りつゝ來り、殿も之
を愛し、小姓に命じ、食物等を與へしめし犬なりき。
平生、慈仁なる者は、圖らざる助けを得て、危難を免かるゝものなり、
故に、慈仁の人へ接するに大切なるのみならず、禽獸に對しても、亦
此心なかるべからず、犬にして恩を受くるときは、之を忘れざること、
尚ほかくの如し、況んや、人にして恩を忘るべけんや、若し、其恩を

忘るゝほどの者あらば、實は犬も若かざるものといふべし。

問 詞

- (一) 伊豫守、山遊をさせしとき、如何なる出來事ありしや。
- (二) 小姓の谷へ陥りたる時、如何なることありしや。
- (三) 若し、此犬無くんば、小姓の生死如何。
- (四) 小姓を救ひし、何處の犬なりしや。
- (五) 此犬の、何故に、是の如きことを爲せしや。
- (六) 汝等、人の川へ陥りしを見たる時、之を如何するや。

第六課 節 儉

僅ある物も大切にせよ。

昔、或る家へ、儉吉と云ふ少年あり、常に物を愛し、些少なるものも、之

を無益に棄つることなく、紙切の落ち居たる時、之を火に投じ、又
之を丸めて、棄つる等のことを爲さず、拂子、紙捻等、有用のものを
造り、又學校にて用ゐたる墨の磨り盡して、細小になりたるをも、持
ち歸り、己の家にて用ゐ、又は、大工の墨壺の用どおし、又清書したる
紙、一枚も、失ふたることなし、然しおがら、人よりわが力にかかひ
たる物を請はるゝ時は、惜氣かく之を與へければ、學校よても、實に
其評判よく、卒業の後、家業を勉強して、遂に一家を興じたりと。
諸子能く儉吉を見倣ひ、些少なるものをも之を棄てず、積み貯ふる
時、塵も積れば山となるの諺も、れず、遂に一家を起すに至るべ
し、然る時、一身の名譽となるのみならず、父母に對しても、孝とあ
るべし。
諸子は、定りて蟻を見たることわらん、蟻は、夏の暑き日にも、其勞を

厭はず、些少なるものをも拾ひ集め、之を穴中に貯へて、冬の寒き日
に於ける食物の用意をなすなり、諸子若し、心を此に用ゐざる時、
蟻にも劣りたるものといふべし。

問 詞

- (一) 儉吉は、紙切墨片につき、如何なる注意を爲せしや。
- (二) 儉吉の他人に對せし行狀如何。
- (三) 儉吉卒業の後、如何なる人物になりしや。
- (四) 瑣細なる物をも、猥りに費す、何故に不可なるか。
- (五) 蟻は、夏期の中に、如何なる働を爲すや。
- (六) 蟻が、夏期の中に、精を出して働く、何の爲りなるや。

第七課 守約

約束は違ふことなかれ。

名和長年、幼き頃、門外を過ぐる牛飼の童を呼び、我を向ふの川端まで、其牛に乗せ行かば、我が門前の松を一本遣はすべしといひければ、童大に喜びて、其言の如くせり、後三年はと過ぎて、一人の翁、此童を連れ、長年の家に來りて、約束の如く松を請求したり、長年の父、大に驚きしが、其仔細を尋ねしに、翁の言に違ひなければ、即座に松を伐りて之を與へたりと。

長年の父の爲したること、當然にして、人の、凡て、是の如く爲さるべからざるものなり、故に、戯れにも、守る能はざることをいふなかれ、若し、常に虚言して、人に借用せられざる時、世に立つこと能はずして、父母に大なる心配をかけ、不孝に陥るべし。

問 詞

- (一) 長年は、牛飼の童に何をいひしや。
- (二) 牛飼の童は、長年の言を聞き、如何せしや。
- (三) 後日にいたり、牛飼の翁が、松を請求せし時、長年の父は、如何せしや。
- (四) 人常に虚言する時は、其結果如何。

注 意

朋友に對する禮法、及び言葉づかひを授くべし。

第 八 課 忍 耐

事を爲すよは、辛抱をむねとす。

人は艱難に遇ひて、之を忍耐するときは、後日に至りて、必き、其身安樂になることを得るものにして、諺にも、苦は樂の種といへり、故に、難事に遇はゞ、我に幸福を與ふる本なりと思ひ、樂して辛抱し、之に打ち勝つことを勉むべし。

むかし伊勢屋吉兵衛といふ人あり、幼名を吉松といふ、十一歳のとき、或る家の丁稚となりたり、其勤め方、慎密なりければ、未だ幾ならずして、米の出納方を命せられたるに、ますく主家に忠義を盡し、商法に出精せり、此家は、糶屋にして、召使二十人あり、各自、日々糶を商ひに行き、一日に二百五十文づゝ儲くるを常とせり、然るに、吉松のまは、獨り三百五十文づゝ儲けたり、吉松のかく主家の爲めに力を盡すこと、衆に超えければ、主人いよく之を嘉し、吉松十八歳のとき、其心底を試みんとおもひ、一日、吉松の商ひに勉強して遅く

歸り來るを待ち、吉松、未だ朝飯をも食せざるに、數町隔りたるところの井戸に行き、水を汲むことを三回まで命じたり、吉松は、他の召使は、先きに歸り、食を終へて、休息しけるに、獨り我をつかふは、苛酷なりと、心に怒るも、主人の命令には、うむき難しと、遂に、汲み終りければ、主人大に喜び、下女に足を洗はしめ、新らしき衣服を與へ、之を勞はり、美味を供へて共に食し、即日、番頭に取立たり、吉松、後には、別に一店を引受け、商法に勉強して、遂に、富豪の身となれりとぞ。

參照

吉兵衛は、近江の産にして、後、東京に出で、伊勢屋彦兵衛に仕へ、精勤しければ、彦兵衛死に臨み、遺言して、吉兵衛に莫大の家財を分ち與へしに、爾後、吉兵衛、ますく勉強して、遂には、五十軒餘の分家を持つ身分となり、今な

は其出店處々にありといふ。

問 詞

- (一) 吉松は、何故に、米穀出納係になりしや。
- (二) 吉松が、主人の爲めに盡力せしやうす如何。
- (三) 主人は、吉松の心底を如何にして試みしや。
- (四) 吉松は、耐忍したる爲めに、如何なる幸福を得しや。
- (五) 吉松若し快く水を汲まさりしときは、如何なりしとおもふや。
- (六) 吉松遂には、如何なる身代となりしや。

第九課 攝生

ほどよく運動すれば、病すくなし。

我が身体は、父母より受けたる大切なるものなれば、病氣に罹り、身

体を衰弱せしめざるやう爲さるべからず、斯く爲さんには、ほどよく運動すること必要なり、其運動には、朝夕庭園居宅の掃除をなし、日々怠りなく、學校に通學し、体操をなす等は、最もよろしきことなり。

或る處に、豪家あり、其一子、年來多病にして、處々の醫師に治療を受くるも、更に其驗なし、然るに、近頃、此地に移住せし醫師ありて、評判實によろしかりければ、一日、一子をつかはし、其診察を受けしめしに、醫師は、其病原を察し、やがて、病人に向ひて、本日は好天氣なれば、只今より、郊外に散歩せんと欲す、足下其意なきやといへり、其病人悦びて、之を諾し、早速に、馬車を用意し、醫師自ら手綱を取り、市中を離るゝこと、凡五里ほどの處に至りしとき、醫師誤りて鞭を落しければ、其病人に向ひて、之を拾はんことを依頼せしに、病人は、何心な

く、車を下りて、鞭を拾ひ取らんとするとき、醫師は馬の頭を立てなはし、今來りし方へ引き返し、一散に馬を走らせ、笑ひながら病人を振り返り、足下は、あとより徒歩して、獨り歸るべし、晝の食事も旨かるべし、足下の病は、運動不足より起りし胃病なりといひつゝ、馬車を驅りて、我が家に歸りたり、因て、病人は、止むを得ず、徒歩して戻りしに、それより、病氣次第に快方に向き、日ならずして、平癒したりとぞ。

問 詞

- (一) 運動の爲めには、如何なることを爲すをよしとするや。
- (二) 豪家の一子は、何故に虚弱なりしや。
- (三) 醫者は病人に何事を勧めしや。

- (四) 醫師は、何故に、一人を残し歸り去りしや。
- (五) 一子の病氣は、其後如何なりしや。

第十課 勉強

勉強い、さいはひと生むの母あり。

昔、大江時棟といふ人あり、當時、博學の聞け高し、其十二三歳の頃は、日々馬追をなせしが、極めて學を好み、馬を牽ける時も、片手に手綱を取り、片手に書を持ちて讀み行けり、或る時、藤原道長、此兒を見て、家に連れ歸り、學問を修業せしめしに、いと伶俐にして、其進歩極めて速く、遂には、衆人の師として崇敬せらるゝほどの博識になれりとぞ。

學業の上達は、勉強にありしものにして、貧富によらざるものなり

たとへ、身は貧家に生れ、學資に乏しくとも、其心掛けによりては、大江時棟の如く、大學者となることを得べければ、決して、勉學の志を挫くべからず、學成りて身を立つるに至らば、己れ一身の名譽のものならず、父母の名をも揚ぐるに至り、即ち孝道に合するものなり。

問 詞

- (一) 大江時棟、十二三歳のときは、其身分如何なりしや。
- (二) 大江時棟、幼時如何にして、勉學せしや。
- (三) 學業の上達すると否らざるとは、何事に關するや。
- (四) 汝等、もし、學校に出づるの資なく、家に讀むべきの書籍なきときは、如何なすや。

第十一課 規律

規則は、つゝ、しんで守るべし。

諸子の日々、學校に通學するは、定めて、此學校を卒業し、賢き人物となり、世人に譽められんと思ふことなるべし。

學校の規則ハ、諸子の能く學問の出來るやう、品行の善良になるやう、身軀の健康になるやう、仕組みたるものなれば、諸子能く此規則を守らば、諸子の希望するところの事は、必ず成就すべし。

此に描きたるは、數多の生徒が、靜肅に教師の教授を受くる處なり、若し、是の如く、靜肅に授業を受けるときは、教師より教へられたる事柄を、悉く記憶する能はずして、満足に學校を卒業することは、出來ざるべし。

國には、國の規則あり、町村には、町村の規則ありて、人々の守らざる

べからざるもの多けれども、諸子は先づ學校の規則を守るとせよ
り始め、漸次に、それらの規則に及ぶべし。

問 詞

- (一) 學校の規則は何の爲めに設けられたるものなるや。
- (二) 教師の教授は、如何して受くべきや。
- (三) 學校の規則を能く守らざるものは、其結果如何。
- (四) 學校の規則を能く守らば、其結果如何。
- (五) 學校の規則の外守るべきものは何なるや。

注 意

學校の規則を能く守らしむるの習慣を養ふは、學年を聚ぬるに
從ひ、國感を重んじ、國法に違ふの徳性を涵養する爲めなれば、此

1、其門戸を開くの心得よて授くべし。
學校の作法を授くべし。

第十二課 謙遜

人よむやひてい、傲りたやぶるべからず。

人、如何に才學あり、財産ありとも、これを以て人にたかぶれば、人の
感情を損し、如何なる才學も、如何なる財産も、忽ち其光輝を失ひ、人
に擯斥せられて、終身其志を展ぶるの時なかるべし。

むかし、藤原三守といふ人あり、博學にして、才識も衆にすられ、官を
かさねて右大臣に至れり、されども、性温恭にして、いさよかも、人よ
おこらず、常に文士を優待して、おのれ朝參の途よて、諸生よ遇ふこ
とあれば、必ず馬より下りて、一禮を爲せり、三守才學のすられし身

ながら、かく禮讓あつき人なりければ、時人擧りて其徳を稱しけり
とぞ。

問 詞

- (一) 人よむかひては、如何に心掛くべきや。
- (二) もし、人におこるときは如何。
- (三) 藤原三守は何故、人によめられしや。

注 意

謙讓は、人の美德として、他人よ對しては、必ず、此心なかるべから
ずといへども、其對する人の貴賤によりて、自ら其程度あるもの
なれば、教師は、注意して教授すべし。

第十三課 改過

過ちぞ知らば、はやく改むべし。

或る處に物事よ不注意なる小兒ありて、平素過失多かりければ、父
はこれを改めしめんとして、小兒の過失ある毎に柱に釘を打ちて、其
過ちを忘るしければ、ほどなく、釘の數おびたゞしくなれり、かより
しかば、父は、其兒をいましめて、汝が日頃の過失は、かくの如くおび
たゞし、以來は、つゞしみて、過失をあらためなば、其折には、此釘を抜
き取るべしといへり、小兒は、これより心を用ゐて、過失なからんこ
とをつとめしかば、ほどなく、かの柱の釘の數もおひくゞ減じて、
遂に、盡く抜き取られたりとぞ。

過失は人の免かるべからざるものにて、如何なる人も、過失の全く
なきものはなし、たゞよく改むると、改めざるによりて、賢愚の差

別もおこるものなれば、わが過失を知らば、速に改めんことをつとむべし。

問詞

- (一) 過失ありたるときは、如何とせんとおもふや。
- (二) 父は、過失の多かりし小兒を如何にしていましめしや。
- (三) 過失を改めされば、如何なる人となるべきや。

第十四課 忠節

君の爲めよ、其身をおもふことなかれ。

昔、元弘建武の乱に、忠節を盡したる忠臣に、楠正成といふ人あり、其子を正行といふ、十一歳のとき、父に従ひ出陣せしが、軍利あらずして、父正成は討死と決心せしかば、懇に正行を諭し、我が志を繼ぎて

忠義を盡さざれば、孝もならずと遺言しければ、正行、父と共に死せざると遺憾におもひけれども、止むを得ず、國に歸り、うれよりは、日夜早く賊を討ち亡はし、冥襟を慰め奉りたしと、子供心と思ひいり、遊戯にも、木刀をふり舞はし、賊の首を斬るまねとなり、竹馬も乗りては、賊軍を追ひ討つやうを爲しければ、親族舊故、皆其志に勵まされ、一人も、賊も降るものおかりき、かくて、正行成長の後、君の御味方よまあり、力を盡して、賊を處々苦しめ、遂に、王事に其身を盡して、父に劣らぬ忠臣の名を得たり。

諸子に、能く天恩の深厚なることと知れり、然らば、正行の如く、君に忠を盡すの心掛けなかるべからず。

参照

正成は、河内の人にして、後醍醐天皇に忠義を盡し、賊北條高時を滅せしが、後、足利尊氏の反するに當り、種々心

を勞せしも其功なく遂に湊川に於て戰死せり其時攝津國櫻井驛に於て正行は別れを告げ之を河内へ歸せ成長の後兵を擧げ力を南朝に盡すべきことを遺命せり正行成長の後父の志をつぎ兵を擧げしも衆寡敵せず遂に四條畷の戰に於て死せり因りて此地に其靈を祀り四條畷神社といふ。

問 詞

- (一) 正行の父の名如何。
- (二) 正行の父は別れし時の年齢如何。
- (三) 諸子若し是の如き場合に臨まば如何するや。
- (四) 正行の兒戲如何。

(五) 正行成長後の行如何。

第十五課 愛國

我國を護ることかたときも忘るべからず。

我等の無事に學校に通學して教授をうけ我等の親の無事に其職業をつとめて衣食に乏しからざるは皆國に護りあるが故なりもし國に護りかければ外國は忽ちにして來侵し我等の親の衣食を得るの道なく我等は學校の教授をうくることを得ざるに至りぬべしされば國にはうれはの護りありて常に兵隊をも設けて非常の備を爲し國民は皆兵役に就くの義務あり故に幼時より身體を強健にして徴兵の齡に達するを待ち徴募に應じ國を護りて國民たるの義務をばたすべし。

問詞

- (一) 國民たるもの、國のたりに、如何なる務りをなすべさや。
- (二) 徴兵の年齢に達せば、如何よせんとおもふや。

注意

徴兵よ應ざるは、國民たるもの、義務よして亦國民たるもの、名譽なることを説示し、兒童をして、進で、徴兵よ應せんとするの志氣を奮起せしむべし。

作法

- 物を扱ふに、むらむらしくすべからず。
- 人の嫌ふことをすべからず。

- 惡しき言葉をつかへば、人に卑しめらる。
- 食べ物着物のよしむじを言ふべからず。
- 人の話なかはに、自分より、話しかくることなかれ。
- 禮をかすし、立ちたる人よ、立ちて爲し、坐りたる人よ、坐りて爲すべし。
- 襖障子のあけたてを靜にせし。

K124.1
尋常小學修身書卷之二 教師用終

明治廿五年十一月十日印刷
同 年 同 月 二十日出版

(定價金十二錢)

著 作 者

飯田 正宣
東京市淺草區清島町七十九番地

印 刷 人 兼

勝 峰 惠 滿
東京市日本橋區吳服町廿八番地

發 行 所

新 書 院
東京市日本橋區吳服町廿八番地

版 權 所 有

東京市本橋區弓町豐興社印刷

